

第3号

規則第 21 条第 1 項第 3 号 放射線施設の維持及び管理（第二十二条の三第一項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理を含む。）並びに放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をし、又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄をする場合にあっては、管理区域）の点検に関すること。 【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃棄業者】

許可届出使用者及び許可廃棄業者には、法第 13 条の規定に基づく使用施設等の基準適合義務が課されており、許可を受けた又は届出をした放射線施設を点検し基準を満たすよう施設を維持する必要がある。また、法第 15 条の規定に基づく規則第 15 条等の規定による技術上の基準では、放射線施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示することを求めており、これも確認する必要がある。

本号では、放射線障害を防止するため、施設を維持するための点検の項目及び点検の手順並びに点検の結果を踏まえ、必要な措置を講じる手順を許可届出使用者及び許可廃棄業者の実態に即して定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

3-1) 放射線施設の点検に関する責任者を規定すること。

解説)

施設保守管理部門の長や放射線管理部門の長等を放射線施設の点検の責任者とし、組織によっては施設保守管理や放射線管理部門を含む上位の長を責任者とするなど、事業所の組織実態に合った責任者を規定します。

具体的な点検者や点検結果の確認者、責任者や主任者への報告等についても実態に合わせて規定しておくといでしょう。

3-2) 点検を行う放射線施設及び管理区域を規定すること。また、規則第 14 条の 7 から第 14 条の 11 までに規定する技術上の基準（以下「施設基準」という。）に適合していること並びに規則第 15 条、第 17 条及び第 19 条に規定する技術上の基準（以下「行為基準」という。）に規定されている注意事項等を確認できるように放射線施設及び管理区域ごとに点検の項目の細目を規定すること。なお、届出使用者については、貯蔵施設に加え、管理区域（放射性同位元素を使用する場合にあっては使用の場所、放射性同位元素等を廃棄する場合にあっては廃棄の場所）の点検の項目の細目を規定すること。

解説)

許可を受けている又は届出をした放射線施設と管理区域に対し、施行規則に定める「施設基準」に適合していることを担保するための必要な点検項目を規定します。使用許可申請書或使用届出書（最新の変更申請あるいは変更届出）の内容も踏まえ、具体的な点検場所に対する点検項目の細目、点検方法や判定基準等については、下部規程等に規定するのがよいでしょう。

また、規則第 15 条等の「行為基準」内に示された注意事項の掲示有無等についても点検項目として規定します。注意事項の内容も必要に応じて見直しておきましょう。

規則第 21 条第 1 項第 11 号の災害時の放射線施設の点検は同じ項目としてもかまいませんので、予防規程内の災害時の点検の条項で本条を引用規定してもよいでしょう。

3-3) 放射線施設及び管理区域ごとに点検頻度を規定すること。なお、点検の頻度について、放射線施設の室等ごとに適用される施設基準及び行為基準に適合しているかを確認するため、年に 2 回を標準とし、事業所等における実情に応じて合理的な範囲で実施することとし、許可届出使用者及び許可廃棄業者の実態に応じて適切な頻度を規定すること。ただし、少なくとも年に 1 回行うことを規定すること。

解説)

点検頻度は年 2 回を基本として規定します。大型加速器施設等など長期間の連続運転が必要な施設を持ち、点検のために運転を停止する期間を年に複数回設けることが困難な事業所についても、少なくとも年 1 回は行います。

本点検以外にも日常的な点検や週次、月次に点検すべき内容があれば下部規程等に規定しておく方がよいでしょう。

3-4) 異常を発見した場合に、措置を講じる手順を規定すること。なお、措置に係る手順には、必要に応じ、作業計画書の作成及び主任者等の確認手順を規定すること。

解説)

異常には様々なケースが考えられ、事業所の規模や種類によっても措置対応は異なると思われますが、各事業所の実態に応じ、異常の報告や具体的な措置を講じる者等について規定します。

原状復帰のために施設や設備の工事や修理が伴うような異常が発見された場合には、施設の運転や放射性同位元素の使用を中止し、復旧に係る作業計画等に基づいて作業すべき状況も考えられるため、計画の作成者、承認者等の手続きについても規定しておきます。

発見された異常が軽微で簡単な補修や修理、交換等で済む場合(例えば定期的な部品交換や消耗品交換修理、簡単な床補修、標識交換等々)には作業計画の作成は必要ありませんが、いずれの場合も放射線取扱主任者の関与(例えば、異常時にはその状況及び講ずる措置について主任者に報告する等)の規定は必要でしょう。

3-5) 放射線業務従事者以外の者が管理区域内に入る際の手続、立ち会い又は立入制限等の手順を規定すること。

解説)

施設・設備の点検や修理等のために管理区域に立ち入る場合の手続き等について規定します。施設の点検修理担当を放射線業務従事者とするか一時立入者とするかは、事業所の種類または修理の内容等により変わってくると思われます。点検修理のための別枠の一時立入者として扱う場合はその手続き等を規定し、見学等の一般の一時立入者に係る手続き等に合わせても問題がない場合は、該当する予防規程条項を引用することでもよいでしょう。

3-6) 規則第 22 条の 3 第 1 項の規定を適用する場合には、以下のことを規定すること。

・管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理方法
・外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性汚染物の表面の放射性同位元素の密度が、原子力規制委員会が定める線量等を超

えないことの確認方法・停止期間中に放射線発生装置の使用をする室の出入口又はその付近に、放射線発生装置の運転を停止している旨又は放射線発生装置を設定していない旨を掲示するなどの必要な措置

参考)

本項については、平成 17 年6月文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室事務連絡「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律および関係法令の施行について」の別添1「放射線障害防止法及び関係政省令等の改正の内容（平成 17 年7月文部科学省原子力安全課 URL: https://www.jrias.or.jp/statute/pdf/betu_01_20050704.pdf）」内「19. 放射線発生装置の修理等の期間中に管理区域に立入る者の健康診断等の義務の弾力化」も参照してください。

解説)

放射線発生装置について、本規則の規定(修理等で7日以上停止するとき)により管理区域でないときみなす場合に必要事項を規定します。外部放射線量、空气中放射性同位元素濃度、放射性同位元素によって汚染される物の表面密度が管理区域に係る基準を越えていないことを測定等により確認する旨、主任者への報告等についても規定し、具体的な測定場所や測定方法は下部規程等に定めておくとよいでしょう。

管理区域でなくなれば一時的に法的な規制を受けなくなりますが、出入口付近への状況掲示などの措置については規定しなければなりません。さらに、装置の運転再開時や誤動作の可能性等も考慮し、本区域への立ち入りについての手続き、管理方法等についても規定する必要があります(「参考」を参照)。

関連条文例

(巡視及び点検)

- 第〇〇条 施設管理担当者は、給水設備、空調設備、電気設備、ガス設備のほか、壁・床等のひび割れ、フェンスなどについて随時点検を行い、その結果を管理室長へ報告する。
- 2 管理室長は、異常の報告を受けた場合は事業所長及び主任者に報告する。
 - 3 事業所長は、異常箇所について修理等必要な措置を講じなければならない。

(定期点検)

- 第〇〇条 施設管理担当者は、放射線施設について、細則等に従い別表（省略）の項目について年2回以上点検（以下「自主点検」という。）を行いその結果を管理室長に報告する。
- 2 管理室長は、自主点検の結果を事業所長及び主任者に報告する。
 - 3 事業所長は、前項に規定する点検に基づく報告に対して改善等が必要な場合は適切な措置を講じなければならない。

(修理、改造)

第〇〇条 管理室長は、第〇〇条及び第〇〇条の点検結果を基に、修理、改造、汚染の除去等を行うときは、その実施計画を作成し、主任者の確認を経て事業所長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについてはこの限りではない。

- 2 管理室長は、前項の承認に際して、必要があると認める場合事業所長の承認後に、その安全性、安全対策等について放射線安全委員会に諮問するものとする。
- 3 管理室長は、修理作業が取扱等業務に該当しない場合は、作業者を第〇〇条に従い一時立入者として管理区域に入域させることができる。

(管理区域でないものとみなされる区域)

第〇〇条 放射線発生装置の修理または改造作業により7日以上運転を中止するときにおいて、管理区域でないものとみなされる区域とする場合は、別に定める手順により、当該装置に係る管理区域が法に定める管理区域の基準を超えていないことが確認できた場合とする。

- 2 管理室長は、前項を確認し、主任者へ報告すること。
- 3 管理室長は、放射線発生装置室の出入口付近に、装置運転停止の旨等、必要な事項を掲示すること。
- 4 管理室長は、あらかじめ立入者に許可をし、立入の記録を残されなければならない。